

平成 2 7 年 2 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成27年2月教育委員会定例会議

---

---

日 時 平成27年2月20日（金曜日）

午前9時10分開議

場 所 美里町中央コミュニティーセンター第3研修室

出席委員（4名）

1番 委 員 長 後 藤 眞 琴 君

3番 委 員 留 守 広 行 君〔途中退席〕

4番 委 員 千 葉 菜穂美 君

5番 教 育 長 佐々木 賢 治 君

---

欠席委員 2番 委員長職務代行 成 澤 明 子 君

---

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長 渋谷 芳 和 君

教育総務課長補佐 寒河江 克 哉 君

---

傍聴者 4名

---

---

議事日程

第 1 教育委員会委員長の選挙

第 2 教育委員会委員長の職務代行者の指定

第 3 大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員の推薦

第 4 議席の決定

第 5 会議録署名委員の指名

第 6 会議録の承認

・ 報告事項

第 7 行事予定等の報告

第 8 教育長の報告

第 9 報告第4号 平成26年度生徒指導に関する報告（1月分）

- 第10 報告第5号 区域外就学について
- 第11 報告第6号 指定校の変更について
- ・ 審議事項
- 第12 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第13 議案第2号 美里町教育長の勤務時間等に関する条例
- ・ 協議事項
- 第14 平成27年度施政方針（案）について
- 第15 平成27年度美里町一般会計予算（案）について
- 第16 平成27年度第2回美里町議会定例会（補正予算案）について
- 第17 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）
- 第18 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）
- 第19 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明会について
- ・ その他
- 第20 小中学校卒業式及び幼稚園修了式の出席者について
- 第21 平成27年3月教育委員会定例会の開催日について

---

---

#### 本日の会議に付した事件

- 第 1 教育委員会委員長の選挙
- 第 2 教育委員会委員長の職務代行者の指定
- 第 3 大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員の推薦
- 第 4 議席の決定
- 第 5 会議録署名委員の指名
- 第 6 会議録の承認
- ・ 報告事項
- 第 7 行事予定等の報告
- 第 8 教育長の報告
- 第 9 報告第4号 平成26年度生徒指導に関する報告（1月分）【秘密会】
- 第10 報告第5号 区域外就学について【秘密会】
- 第11 報告第6号 指定校の変更について【秘密会】

・ 審議事項

第12 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第13 議案第2号 美里町教育長の勤務時間等に関する条例

・ 協議事項

第14 平成27年度施政方針（案）について

第15 平成27年度美里町一般会計予算（案）について

第16 平成27年度第2回美里町議会定例会（補正予算案）について

第17 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

第18 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

第19 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明会について

・ その他

第20 小中学校卒業式及び幼稚園修了式の出席者について

第21 平成27年3月教育委員会定例会の開催日について

午前9時10分 開会

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 改めまして、おはようございます。

教育委員会事務局の渋谷です。議長が決定するまで進行を行わせていただきます。

それでは、定刻を過ぎましたが、平成27年2月美里町教育委員会定例会を開会させていただきます。

既にご承知のとおり、佐々木勝男委員長が昨日2月19日をもちまして、教育委員としての任期が満了いたしました。

ことし2月17日開催の第1回美里町議会臨時会において、新たに留守広行氏が教育委員会委員の選任同意をいただきました。本日20日付で教育委員として任命されました。よろしくお願いいたします。

なお、本日成澤明子委員が都合により欠席するとの連絡をいただいております。

また、事務局である佐々木学校教育専門指導員も欠席しております。

それでは、議事に入りますが、委員長の選挙については佐々木教育長に議長をしていただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、教育長、議長をお願いいたします。

---

#### 日程第1 教育委員会委員長の選挙

○教育長（佐々木賢治君） 議長席に座らせていただきます。それでは、いま渋谷次長のほうから、成澤委員さんが都合により欠席という報告がありました。本日の出席委員は私含めて4名ですので、委員会の会議は成立しております。

それでは、議事に入らせていただきます。日程第1の教育委員会委員長の選挙をこれから行わせていただきます。

教育委員会の委員長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12号に規定されており、任期は1年であります。

前委員長の任期は、先ほど紹介がありましたように平成27年2月19日、昨日までとなっております。同じく同法第1項は、委員の中から委員長を選挙しなければならないと規定されております。委員長は、教育長を除く委員の中から選んでいただくというふうに定められております。

委員長の選挙につきましては、必ずしも一般的な手続きである投票によることをしないで、

指名推選の方法によることも差し支えないとされております。今まで、美里町の教育委員会では、指名推選の方法を行わせていただきましたので、今回の選出に当たっても、この指名推選ということではいかがでしょうか。

まず、この件についてお諮りをしたいと思います。投票をしないで指名推選ということですが、同意いただければ挙手でお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

(挙手全員)

○教育長（佐々木賢治君） ありがとうございます。

それでは、挙手全員で指名推選によることで異議なしと判断させていただきます。よって、委員長の選挙につきましては指名推選することに決定しました。

指名推選ですので、どなたかから、この方が適任でありますと推薦をお願いしたいと思えます。前の委員長が、昨日で一応任期を満了して留守委員さんが新たに就任したと。後藤委員さん、千葉委員さんは特に前もって考えてきていただいているのかなとお察しさせていただきます。どなたか、推薦お願いできますか、千葉委員さん、お願いします。

○委員（千葉菜穂美君） 後藤委員さんが、やっぱり適任だと思います。

○教育長（佐々木賢治君） ただいま千葉菜穂美委員さんから、後藤眞琴委員を委員長として推薦がございました。ほかに推薦がありますか、後藤委員さんが推薦されたわけですが、後藤委員さんのほかに推薦の委員さんが特になければなしということで、留守委員さんいかがでしょうか。

○委員（留守広行君） ご異議はありません。

○教育長（佐々木賢治君） ありがとうございます。

それでは、再確認をさせていただきます。本人の後藤委員さんは挙手ということは、ちょっと難しいと思いますので、私たち3名で後藤委員さんを平成27年度の委員長としてお願いしたいということに、ご異議のない方は挙手をお願いしたいと思います。

(挙手全員)

○教育長（佐々木賢治君） ありがとうございます。

それでは、4名のうち私含めて3名の委員さんから、後藤委員さんを委員長にお願いしたいという意思の確認がとれました。このことについては、成澤委員さんには後ほど事務局でお伝えしたいと思います。

なお、後藤委員長さん、先ほど申し上げましたが、1年間という決まりになっておりますので、任期は本日から平成28年2月19日まで、委員長として美里町教育委員会の代表をしていた

だきたいと思います。おかげさまで、スムーズに委員長を決めさせていただきました。

大変ありがとうございます。早速、場所を変えますので、後藤委員長さん、移動をお願いいたします。

〔委員長席への移動あり〕

では、新委員長さんから一言ご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

○委員長（後藤眞琴君） まず、初めに、挨拶になるかどうかわからないのですが、僕まず、本当は委員長を辞退したいと思っていたのです。しかし、去年1年かなり自由に発言させていただいて、皆さんにご迷惑をおかけしたこともありますので、ここで嫌だというだだをこねたら、「あいつはわがままだと、それから卑怯者だ」というふうに思われるかと思うので、お引き受けしたいと思いますので、1年間よろしくお願いします。

それから、今日これからの議事運営をしていかなければならないのですが、初めてです。いろいろ進行のほう不手際があるかと思いますが、その点お許しをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔拍手あり〕

○教育長（佐々木賢治君） それでは、早速ですが、会議の進行をよろしくお願いします。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、日程第2、その前にこれ事務局の方が用意してくださったものに従って、進行させていただきます。ただ、先ほど申し上げましたように、不慣れなところありますから、不手際があるかと思いますが、どうかお許してください。

では、始めたいと思います。

---

## 日程第2 教育委員会委員長職務代行者の指定

○委員長（後藤眞琴君） 日程第2、教育委員会委員長職務代行者の指定を行います。

教育委員会の委員長職務代行者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条に規定されております。同法第4項は、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと規定されております。委員長が選任されたので、新たに委員長職務代行者を指定することといたしますが、指定については私から推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議ありません」の声あり）

それでは、異議ないと認めまして、成澤明子委員を推薦します。賛成の委員の方、挙手をお願いしたいのですけれども。

(挙手全員)

○委員長(後藤眞琴君) それでは、きょうは4名の方の、僕も含めて4名の方全員ですので、成澤さんが委員長職務代行に認められました。

---

### 日程第3 大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員の推薦

○委員長(後藤眞琴君) それから、もう一つ、今度は日程第3の大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員の推薦を行います。

大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員成澤明子氏は、平成27年3月31日をもって任期が満了となります。

したがって、新たに平成27年4月1日からの教育委員会委員の議会同意が必要なことから、大崎地域広域行政事務組合教育委員会事務局より推薦の依頼がありました。美里町教育委員会からの委員は、私から推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議ありません」の声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。それでは、成澤明子委員を推薦します。賛成の委員の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ですので、大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員の推薦は成澤明子委員と決定しました。

---

### 日程第4 議席の決定

○委員長(後藤眞琴君) 次、日程第4、議席の決定について。

このたび、教育委員会委員の異動がありましたので、新たに各委員の議席を決定いたします。議席について、事務局のほうで案がありましたら、よろしくをお願いします。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、議席の指定について、事務局の案を申し上げます。

ただいま委員長選挙におきまして、後藤委員が委員長に選出されましたので、後藤委員が1番委員となります。そのため、後藤委員の議席でありました3番が空席となっておりますので、その議席に留守委員を入れてはかがかと事務局は考えております。

以上、事務局の案でございます。

○委員長(後藤眞琴君) ただいま事務局のほうから提案があったとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。よって、議席は委員長が1番、成澤委員が2番、留守委員が3番、千葉委員が4番、佐々木教育長が5番と決定させていただきます。

---

#### 日程第5 会議録署名委員の指名

○委員長（後藤眞琴君） 次、日程第5、会議録署名委員の指名を行います。会議録の署名は、委員長から指名しますので、3番留守委員、よろしくお願ひします。それから、4番千葉委員さん、お願ひします。

---

#### 日程第6 会議録の承認

○委員長（後藤眞琴君） それでは、次に日程第6、会議録の承認について行います。事務局のほうに、会議録の修正などについて、委員からの連絡が何かありましたらお願ひします。

それでは、よろしくお願ひします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 昨日までに、会議録の修正、追加につきまして各委員さんのほうから連絡がありました。

まず、連絡があったのが、前委員長でありました佐々木勝男前委員からでございますが、佐々木委員長が発言なさっている部分につきまして、若干文字として起こすと不具合な点がございまして、修正をお願いするというお話がありました。それにつきましては、23ページでございます。23ページで佐々木勝男前委員長がお話しになっている部分で、上から9行目でございます。その地域によってはというところが続いている場所でございますが、「どうしてもまじらなくても」という文字が入っているのですが、この文字が入ることによって意味が不鮮明になるということでしたので、「どうしてもまじらなくても」という文字を削除させていただきたいというようなお話がありました。会議録の修正、追加、その他につきましては以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） ただいま会議録の修正などについて説明がありましたが、それを含めて承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、承認していただいたものといたします。

---

#### 報告事項 日程第7 行事予定等の報告

○委員長（後藤眞琴君） 次に、報告事項に入ります。

なお、日程第9、報告第4号から日程第11、報告第6号までは個人情報を含む報告事項になりますので、秘密会扱いすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ご異議なしと認めます。よって、報告第4号から第6号は秘密会扱いとします。

続いて、日程第7、行事予定等の報告を事務局よりお願いします。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 委員長、よろしいでしょうか。それでは、事前にお配りしました「美里町教育委員会行事予定表、平成27年3月」という資料を見ていただきたいと思っております。大きな点だけ説明させていただきます。

[以下、資料に添った説明に付き詳細省略]

- ・3月3日～24日 町議会定例会
- ・3月5日 高校入試後期選抜試験、3月12日 合格発表
- ・3月7日 中学校卒業式
- ・3月17日 幼稚園修了式
- ・3月18日 小学校卒業式、3月24日 美里町内全小中学校、幼稚園の終業式

※下段に4月の行事予定表あり。入学式への出席を依頼

○委員長(後藤眞琴君) 今の説明について、何か質問などございませんでしょうか。特に質問がなければ、次に入ります。

---

#### 報告事項 日程第8 教育長の報告

○委員長(後藤眞琴君) 日程第8、教育長の報告を教育長からお願いいたします。

○教育長(佐々木賢治君) それでは、プリントに沿って要約、概要等を報告申し上げさせていただきます。

大きな1番目ですが、平成27年3月31日、4月1日付管理職等の人事異動についてであります。この件につきましては、県教委に9時くらいまでに教育委員会で承認をいただいた結果を報告することになっておりましたので、先ほどこの教育委員会が始まる前に、この人事案件について教育委員の皆様にお示しをしました。それで、お示ししたとおり承認をいただきまして、県の教育委員会のほうに承認いただいたという旨の報告をさせていただきました。この1番の報告については、以上のとおりでございます。

それから、大きな2番の2月の校長会での主な指示事項ですが、裏面にまとめました。大きな1番から6番まで、これも抜粋でございますが説明申し上げます。

まず、初めにということで2月の校長会が、3月にもう一回ありますけれども、議会前の3月の校長会の日程でありまして、3月は私が出席できるかどうか議会絡みで確定しておりませんので、2月のときにはほぼ1年分をまとめて校長会で指示させていただきました。

それで、1番目、今年度のまとめと次年度の教育計画、十分各学校で今年度の反省、改善点を踏まえて、そして次年度の教育計画を作成してほしいとお願いをしております。

P D C Aサイクルとよく言われておりますが、それに基づいて次年度の教育計画を作成するようにと。

それから、2点目につきましては、前回の教育委員会で協議いただきました環境整備に関する保護者アンケート調査、それを小中、それぞれの保護者に1,300件ぐらいでしょうか、依頼を申し上げまして、2月12日に全部回収できました。その後の校長会だったものですから、それについての確認と御礼をいたしました。

それから、大きな2番目ですが、宮城県の学力学習状況調査、平成26年度から県のほうで実施いたしましたが、その結果につきましては前回の定例会で資料を配付させていただきました。

その分析等につきまして今やっけていて教育委員会事務局としてもまとめているところでありますが、新年度になってから継続協議の中で県の状況等を説明申し上げたいというふうに思っております。

なお、学校ごとに、それぞれ結果を子どもたちにもお知らせし、あと保護者にどういうふうにお知らせするかは学校ごとにやってくださいと。全国学力学習状況調査につきましては、町民の方に広報でお知らせしましたが、県の結果については10月末に実施されたものでありまして、年度内に広報には無理であるということで、教育委員会としては26年度は教育委員会で分析をし、町民の方には27年度分についてはお知らせできるのかなというふうに思っております。

それから、大きな3番目ですが、この春の人事異動について事務的なことを確認しました。特に括弧にそこに書いてありますが、3月24日午後1時、そのときに校内発表、学校ごとに一斉に人事について後任も含めて発表されます。県の教育委員会のほうでも新聞記者のほうに、その後1時以降に公表する予定になっております。

ですから、その日の夕刊、そして朝刊は翌日での発表という予定であります。先ほど申し上げましたように、いろいろなトラブルがありまして、撤回されたり人事異動にならなかった場合は、その日程が狂うということもあるようです。一応、予定ということで知らせております。

それから、大きな4番目につきましては管理、安全管理、運営等につきまして、特に学校にお願いしたのはインフルエンザ流行の未然防止、現時点で青生小学校、不動堂小学校の一部で

学年閉鎖、それから北浦小学校の一部で学年閉鎖がありました。あと、ふどうどう幼稚園の一部で休園措置をしたそうです。そのほかは学級閉鎖とか学年閉鎖に及ぶまで流行していないという状況であります。3月まで、このインフルエンザは本当にいつどうのこうのという、油断できない流行的なものが含んでおりますので、なおさら慎重にマニュアル等に基づいて指導してくださいというお願いをしてあります。

それから、問題行動等への対応、どうしても3月末、4月初めになりますと、人事異動で担任の先生がいなくなったり、生徒指導担当の先生がいなくなったり、そこに隙間があきますが、生徒指導体制等については、その辺は組織的に十分子どもたちの安全管理ができるような体制をお願いしたいと指示してあります。

あと、先生方の酒飲み運転の絶滅、それから情報の管理あるいは交通事故等々の注意をお話ししております。

それから、6番目の(3)番目、教職員の赴任について、管理職、そこ訂正をお願いします。4月1日水曜日午前11時となっておりますが、午後1時半、管理職に教育委員会に来ていただくと、そして教育委員会で話をし、あと各学校に赴任してもらおうと。学校には14時というふうに訂正をお願いします。

まず、管理職が各学校に赴任をし、その後同じ4月1日の午後3時に一般の教職員が各学校に着任すると、一斉赴任をすると、そういった体制でスタートしたいなと思っております。

なお、管理職等の異動等については先ほど申し上げました。

それから、新任教員、4月2日、翌日各校の出勤時刻に着任すると。4月1日、県庁のほうで辞令交付式がありまして、その後新任教員の講習会があるので、1日は無理だということで、2日着任の予定であります。

なお、美里町では新任は現在のところ小学校4名、中学校4名、計8名、最近ない人数、多い人数で新任の方が来る予定になっております、あくまでも予定です。

それから、(4)番目、教職員の宣誓式というのを毎年実施しております。1日に赴任すれば翌々日ということで、そういった流れでやっておりました。4月3日金曜日、午後1時半から南郷庁舎の多目的ホール、そこで町内異動も含めまして約40名前後になりますか、転入職員の宣誓式、これ教育委員の皆様にも出席をいただくことになっておりますので、よろしくお願ひしますが、町のほうからは町長、議長もご出席いただくことになっております。

それから、最後になりますが、毎年やっております教育委員会主催による町内管理職の教職員歓送迎会、4月28日。これまた教育委員さんのほうにも参加いただければありがたいと思

います。会場未定となっておりますが、前から寿会館に依頼しておりました。そういったことを校長会で教育長指示ということでお話をいたしました。

裏側に戻っていただきたいと思います。教育長の関係した主な行事、会議等につきましては、2月15日、「平和を考える集い」が文化会館で行われました。教育委員の皆さんにもご出席いただいております、感謝申し上げます。新聞にも出ていましたが、400名以上の参加があり、盛大に平和教育について考えることが出てきたのではないかなというふうに思います。

それから、昨日、第2回の人事調整会議がございまして、各校長先生方が出席しもちろん私も同席しまして、人事異動の最終的確認をしました。

午後からは、特別支援教育研修会、例年もやらせていただいておりますが、町内の教員補助員、特別支援教育指導員、それから特別支援教育担当教員、幼稚園の先生方も含めて、きのうは130名ほど、講師を県のほうからお願いをしまして、3時から5時近くまで研修会、発達障害の子どもさんとか、いろいろな特別に支援が必要なお子さんが美里町にも数多くおられまして、発達障害を持っていても、ほかの子たちと一緒に学習できる体制づくりということで、こういうふうに対応しましょうとか、そういった研修を行いました。大変すばらしい研修であったと報告を受けております。

あと、20日本日はこの定例会です。取り急ぎ説明させていただきました。

以上で教育長報告を終わらせていただきます、よろしく申し上げます。

○委員長（後藤眞琴君） ついつい委員の1人としてお聞きしてしまいました。進行しなければなりませんね、どうもごめんなさい。今の説明について質問などありましたら、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） では補足ですが、4月1日の一斉赴任の際は、教育長と事務局で対応させていただいているのですが、委員さん方もおいでいただいても何ら支障ございませんので、都合が付く場合ですが。基本的には教育長と事務局でもって対応させていただいております。

○委員長（後藤眞琴君） そういうふうになっているそうです。では、ほかになれば、次に行きたいと思います。

---

日程第 9 報告第 4 号 平成 2 6 年度生徒指導に関する報告（1 月分）【秘密会】

日程第 1 0 報告第 5 号 区域外就学について【秘密会】

日程第 1 1 報告第 6 号 指定校の変更について【秘密会】

○委員長（後藤眞琴君） 日程第 9、平成26年度生徒指導に関する報告（1 月分）に入りますが、

先ほど確認しましたとおり秘密会となりますので、傍聴者の方は一度退席をお願いします。

なお、入室される方がありましたら、事務局で退席の指示をお願いします。

留守委員は本日、都合により午前10時頃に退席する予定です。

〔傍聴者1名退室〕

〔午前 9時50分から午前10時 5分まで秘密会〕

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

休憩 午前10時 5分〔※留守委員は、都合により退席〕

---

〔傍聴者2名入室：午前10時40分頃、傍聴者新たに2名入室〕

再開 午前10時15分

審議事項 日程第12 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第13 議案第2号 美里町教育長の勤務時間等に関する条例

○委員長（後藤眞琴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

審議事項、日程第12、議案第1号と日程第13、議案第2号は関連性がありますので、一括して提案理由の説明を事務局のほうからお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、議案第1号と第2号、関連がありますので、いま委員長さんお話しのとおり一括してお願いするわけではありますが、先ほどちょっと話題に出ましたけれども、新教育委員会制度が27年4月1日から、そこに掲げてある関係することが実施されず、国の法律改正によりまして。

それについて、実は本日午後、議会全員協議会で内容等の説明をする予定となっておりますので、それを受けて今度は3月の議会定例会で条例として、条例は町長のほうで出すのですが、そういった内容のものになります。教育委員会で審議をいただき、そして議会で条例として提案するという流れになっております。詳しくは、次長のほうでご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いします。以上です。

○委員長（後藤眞琴君） では、よろしくをお願いします。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） ただいま教育長のほうから説明がありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、ことしの4月1日に施行されます。その概要につきまして、本日渡しておりますこのA3版の折ったこの書類に基づきまして、制度の概要について説明をしながら、あと条例のほうも説明させていただきたいと思

ます。

まず、この法律の改正によりまして、教育委員会制度が変わります。その制度の改正の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、この改正によって変わるのが、4つのポイントがあります。

まず、ポイントの1といたしまして教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」の設置、2つ目が教育委員会の教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、ポイントの3つ目として全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置すること、4点目が教育に関する「大綱」を首長、町長が策定するということです。

この4つのポイントと、それから地方に対する国の関与の見直し、これが今回の制度の改正になります。若干ちょっとポイントについて簡単に説明をいたします。中の文を見ていただきたいと思います。

まず、ポイント1としまして、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」の設置になります。上のほうに、これまでの教育委員会の課題、そして教育委員会の改革とありますが、このポイント1につきましては、一番上の教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいという課題がありまして、この法律の改正によりまして、教育行政における責任体制の明確化が図られるということになります。この制度的には委員の皆様ご承知だと思いますが、現在教育長につきましては、教育委員会の中で教育委員長を除いた委員から任命をしております。それが、改正によりまして教育長を町長が、議会の同意を得て直接に任命されることになります。

このことによりまして、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するというので、これまでの教育委員長と教育長を一本化した形になります。

それで、教育長の任期なのですが、これまで教育委員として4年の任期となっておりましたが、それが3年になります。新しい教育長につきましては常勤で、これまで教育委員としては特別職、教育長としては一般職の身分で、2つの身分を有していましたが、改正によりまして特別職となります。それで、職務に専念する義務が定められます。

このことによりまして、条例の制定というのが出てきましたけれども、教育長につきましては教育委員会では構成員となります、委員ではなくなります。この部分が、まず1点目のポイントになります。

2つ目の教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということですが、これにつきましては余り大きな改正ではございませんが、今度は教育長と、それから委員長を一本化した形になりますので、教育委員会の迅速な情報提供や会議の招集の実現が図られると。

それから、新教育長は教育行政に大きな権限と責任を有することになりますので、教育委員によるチェック機能の強化ということで、教育委員の定数の3分の1から会議の招集の請求があった場合については、会議を開催しなければならないということになります。

それから、これから規則を定めるのですが、教育長が委任された事務の管理、執行状況を報告する義務が規定されます。

それから、これまでも本町では行ってきましたが、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成、公表することということになっております。これについては、会議録の作成については、義務ではなく努力義務になっております。改正後の委員の資格要件については変更されておられません。

ポイントの3つ目として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することになります。それについては、これまでの課題という形で、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応していないと、それから地域住民の民意が十分に反映されていないということで、総合教育会議が設置されます。記載のように、首長については大学に関すること、私学に関すること、それから教育委員会には権限がないのですが、予算の編成執行権、それから条例案の提出については権限がございません。これは、あくまで町長のほうにございます。教育に関する大きな権限があって、教育委員会と密接な関連がありますが、教育委員会については権限としては記載のとおり、公立学校の設置、管理、廃止などの権限がございます。その中で、総合教育会議が設置されますけれども、あくまで招集については首長、会議は原則として公開で、議事録の作成と公表については努力義務になっております。

構成員につきましては、首長と教育委員会という形になります。これは、あくまで首長と教育委員個人ではなくて、あくまで教育委員会という形になります。その会議につきましては、対等な執行機関同士の協議、調整の場ということになります。協議、調整の事項は以下のとおりという形で3点ほどございます。

まず、ポイントの4点目になりますが、教育行政の大綱の策定などであります。

それから、教育の条件整備などの重点的講ずべき施策、そしていじめなどの児童、生徒などの生命、身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置ということになります。その調整の結果につきましては、お互い尊重しなければならないという形になります。

4点目の大綱、教育に関する大綱を首長が策定するということです。大綱につきましては、教育の目標や施策の根本的な方針ということで、詳細な施策について策定することを求めています。これにつきまして、教育基本法第17条、国の第2期の教育振興計画を参酌して定め

るということになります。

それから、総合教育会議において首長と教育委員会が協議し、調整を尽くして首長、町長が策定されることになります。

それで、この4点のポイントと、それから国の関与の見直しということで、いじめへの対応という形で、いじめの発生があったときに国から指示ができるという趣旨になっております。これが、今回の法律改正による制度の概要になります。

次に、条例の改正につきまして、まず議案の第1号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備ということで、いま説明したように教育委員長と教育長が一本化されたり、それから総合教育会議が設置されること、そして大綱が策定されることに伴って制定されるものです。

それで、まず第1条になりますが、これにつきましては審議事項の資料編になりますが、これの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページになります。

美里町職員定数条例の一部改正という形で、これについては第1条に一般職に属するものという形で教育長を除くとありますが、教育長は先ほどお話ししたように特別職と一般職を兼ねるという形でありましたが、今度は特別職になりますので、その部分を削除、第2表関係につきましては、教育委員長が教育長と一本化した形になりますので、その委員長の報酬の部分を削除しております。

それから、第3条につきましては、これは美里町特別職報酬等審議会条例になりますが、この分については当然特別職になりますので、2条の副町長等の後に教育長が加わります。

第4条の関係、美里町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正になります。これについては、総合教育会議において、関係者または学識経験を有する者から意見を聞くことができるということになりますので、その部分を加えております。

それから、第5条、第6条、第7条につきましては、法律の改正によって条ずれが出ておりますので、その条ずれに伴う改正になります。

次に、議案第2号の美里町教育長の勤務時間に関する条例につきまして、これは先ほどもお話ししましたように、教育長の職務専念義務が法律に定められておりますので、それに伴う勤務時間、休日、休暇について職員の例とするものです。

それから、第3条につきましては職務に専念する義務が出てくる中での、その専念する義務を免除する際の、その条項を制定いたしております。

それで、最後になりますが、このパンフレットのQ&A、一番後ろになりますが、この中にこの法律の施行はことしの4月1日になりますが、現在の教育長の任期が満了するまでは現行の制度になりまして、教育長と非常勤の委員長が併存する形になります。ですから、このポイントの中で1と2については現在の教育長が任期のうちには該当しないと、ただポイント3の総合教育会議と、それから大綱の策定についてはことしの4月1日以降施行されるということになります。以上です。

○委員長（後藤眞琴君） 今の説明について、何か質問ありましたら。ちょっと自分の考えを述べさせていただきます。

この改正は、かなり教育委員会にとっては重要なものだと思います。それで、僕たち教育委員会が、今度改正された内容をきちっと把握しておかなければならないと思いますので、勉強会をしたほうがいいのではないかなと。

といいますのは、教育委員会規則も当然改正されなければなりませんので、そのためにどのようなものを教育委員会の規則の中に入れるかということ、例えば前にいただいたこれ、文部科学省の初等中等教育局から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）としているのがありますよね。それをよく僕たち教育委員会の一員として読み解いて、個々の教育委員会の規則に取り込んでいくと。

それから総合教育会議、これはいま次長さんから説明ありましたのですけれども、あくまでも構成員は首長と教育委員会そのものなのですね。ですから、ここに臨むに当たっても、教育委員会としてどういう見解を持つのかということ、きちっとみんなで議論して、町長とお話し合いに臨まなければならないと思います。

それから、教育に関する大綱を決める場合も、これ教育委員会と町長が相談して決めるわけですから、意見が合わない場合なども考慮しながら、その総合教育会議に臨まなければならないと思いますので、その点教育委員さんのほうにもよろしくお願ひしたいと思いますので、今後も協議をお願いします。

以上、僕の考えです。あと、ほかに何か意見は。

○教育長（佐々木賢治君） 総合教育会議の持ち方というか内容ですが、我々教育委員5名と町長が入って6名でその会議をやります。そのときに例えばこういったテーマがあつて会議を開くときに、そのテーマについて教育委員さんたちで、そこで議論するのではなくて、教育委員会としての1つの固まりを、そこに町長の意思の疎通を図る。委員長さん、教育委員さんを前にしてなのですから、6人でそのことについて協議するのではなくて、あくまでも教育委

員会としてこういうふうに協議してきましたと、そういった内容なのですね。そこ少しだけ確認させていただきますので、ですから今委員長さん言われたように、私たち十分事前に協議をしておいて、ある程度やっていかないと総合教育会議の目的が果たせないと、そういった内容のようでありますので、あえて確認させていただきました。

○委員長（後藤眞琴君）　いま教育長さんからお話があったように、総合教育会議に臨むに当たっては、教育委員会としての見解、それをきちっと決めて総合教育会議には臨まなければなりませんので、教育委員の方、よろしくお願いします。

ほかに何かございますか。ほかに質問がなければ、採決したいと思います。議案第1号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

今日、欠席議員を除いた4人ですが、留守委員は退席しておりますが、過半数になっておりますので、いま出席している3人で、全員が賛成しましたので、議案第1号は可決されました。

次に、第2号、美里町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

先ほど申しあげましたように、現在出席しております3人全員が賛成でございますので、議案第2号は可決されました。

---

#### 協議事項 日程第14 平成27年度施政方針（案）について

○委員長（後藤眞琴君）　次に、協議事項に入りたいと思います。日程第14、平成27年度施政方針（案）について、協議内容を事務局よりご説明をお願いします。

○教育長（佐々木賢治君）　委員長、お願いします。事前に施政方針について委員さん方にお配りさせていただきました。ここに至るまでの経緯等を説明申し上げさせていただきます。

これは、平成27年度の町長の施政方針でありまして、それぞれの部局ごとに数多くの方針があるわけですが、お手元に準備させていただいたのは教育行政についての部分であります。

それで、この原案を作成は、基本的には教育委員会の事務局のほうで作成させていただき、数回、町長部局の担当課あるいは町長、副町長と協議をしながら最終的に町長のほうで、この方針を策定されました。そういった経緯でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、内容等についてはここで全部申し上げればよいところなのですが、時間の関係上、

先ほども申しあげましたように事前に配付させていただいておりますので、特にここで確認する必要があるか否かを協議いただければ大変ありがたいと思います。

なお、何度も申し上げますが、あくまでも町長の施政方針ということで、今度の3月定例会で示されるものであります。その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（後藤眞琴君）　ということですがけれども、何かご質問なりあれば。

それでは、僕のほうから1つ事務局のほうに質問させていただきたいと思ひます。この2枚目の後半の部分の、さらにというところから、「町内の小中学校におきましては一部で校舎の老朽化が進み、今後少子化が著しく進行すると予測されることから、町内における学校の再編について早急に検討しなければなりません」と、そこまではいいのですけれども、「こうした迫る重要課題に対して教育委員会において迅速に対応し、「美里町の将来の学校再編ビジョン」を、平成27年12月を目途に示してまいります」というのですけれども、これ平成27年の12月を目途にというものと、それから「美里町の将来の学校再編ビジョン」ということは、こういう名前は仮でなくて、もう決定事項であるのでしょうか、その辺のところ。

ほかには考えようもない、もう決定事項で、それから12月ということは、これを目途にするということも、これ決定事項で、どうして平成27年度を目途にしてはいけなかったのですか。

はい、よろしくお願ひします。

○教育長（佐々木賢治君）　この「学校再編ビジョン」というのは括弧書きになっておりますが、教育委員会ではそこまでのネーミングの話し合いはしておりません。これは、あくまでも教育委員会としては継続協議してきました「学校教育環境整備方針」ですか、そういった形で、町長はこういうふうにネーミング、内容だと思ひますけれども、教育委員会としては継続協議させていただいているあの内容で、平成27年度も協議していくという予定だというふうにしております。

それに向けて、この間アンケート等をとらせていただきましたので、ただ少子化、それからハード面でいろいろやらなくてはいけない次の課題がございます。ですから、延び延びにならないように、今年度はある程度の方向づけといいますか、アンケート等をとるといってもなかなか難しいところがあるのですが、平成27年度がスタートしてからどういうふうにまた進めていくのか、それは協議が必要だと思ひます。そういう点で、今年はそのように捉えていただければありがたいと思ひています。

○委員長（後藤眞琴君）　それから、もう一点なのですけれども、平成27年12月というところの、これは平成27年度を目途にはできないのですか。

○教育長（佐々木賢治君） この部分についても、一応町長と協議の中でといたしますか、話し合いましたが、町長の方針ということで捉えていただければ。ただ、教育委員会としますと、そこを目標にやりましょうというまだ具体的なスケジュール、計画管理ですか、できておりませんので、目標というふうに捉えていただければありがたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） あと、もう一つなのですけれども、美里町の将来の学校再編ビジョンを平成27年度中には示さなければならないということには賛成なのですけれども、ただしこれをやるに当たっては、この専門の、これを専門にする適任の方、専属を当然この町長さんが施政方針で述べるわけですから、交渉していただかないとならないと。まず最低1人、それからそのつくるに当たっては、調査研究するお金が必要だと思うのです。

ですから、それを教育委員会として町長に早急に要望するということをしておいたほうがいいのではないかと。どうしてかといいますと、仙台市では、この改編推進室というものを設けている、確かに小中学校など校数が違いますけれども、それでないと今までの仕事でもう手いっぱい、あっぴあっぴしている状態で、これをまたやるとなると、どうしてもほかの仕事が不自由になるところ出てきますので、ぜひとも町長さんをお願いしたいと思います。きょう終わったら教育長さんと、あと教育委員さんと、こういうこと、立派なことを書いてくれるので、職員並びにお金を要望しに行ったらいいのではないかと思います。

蛇足です。イギリスでは教育行政の基本は、「お金は出すけれども口は出さないのです」。どこかの国と、ちょっと違うのでないかなという感じはするのですけれども、ただしサッチャー政権、鉄の女と言われたときに、サッチャーは教育予算を、ときの首相は教育予算を削って口を出したので、教育界から総スカンを食ったのですね。ですから、そういうことありますので、町長さんには強く要望を出しておいたほうがいいのではないかと。以上です。

僕の、これは考えです。ほか、何かございますか。なければ、これについて承認する委員の挙手を求めますので、お願いします。

（挙手全員）

それでは、出席委員は3人ですけれども、過半数に達しておりますので、本件は承認されました。どうもありがとうございます。

---

協議事項 日程第15 平成27年度美里町一般会計予算（案）について

協議事項 日程第16 平成27年第2回美里町議会定例会（補正予算案）について

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第16、第2回美里町議会定例会（補正予算案）について、

ご説明をお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 日程第15と第16、関連性がありますので、一括していいでしょう

○委員長（後藤眞琴君） 不手際がありまして、ごめんなさい。よろしくお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 3月議会が3月3日から開催されます。それに、関係する当初予算あるいは補正予算案を計上しておりますので、内容の詳細は、寒河江課長補佐のほうから説明申し上げさせていただきます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、説明させていただきます。

事前に配付させていただいております平成27年度美里町一般会計予算（案）についてという少し厚い資料を見ていただきたいと思います。これが、来月議会で審議いただく美里町の一般会計予算の原案でございます。まだ招集告示前でございますので、あくまでも案ということでご認識いただきたいと思っております。

町長より、教育委員会に予算関係について意見を求めるということになっておりますので、きょうはこの教育委員会の場で皆様方に概要を説明させていただきまして、それについてのご承認をいただければと思っております。

まず、ページがちょっと飛んでおりますけれども、1ページ開いていただきますと歳入が載っております。これについては、歳入は町税から入っておりますけれども、教育委員会では歳入の町税や地方交付税、もろもろの部分は関与しておりませんので、12款の使用料手数料から載っております。黒枠で囲んでおりますけれども、ここは幼稚園使用料など予算の計上がされているというものでございます。それが、ずっといきまして、ページ数でいきますと32ページまで歳入の関係でございます。詳細一つ一つは申し上げませんが、黒枠なり黒線で引かれた部分が教育委員会にかかわるものだということで、ご認識いただきたいと思っております。

それで、ページ数が飛んで申しわけないのですけれども、3ページ、4ページとプリントされているものがございます。これは、歳出の教育費関係の総額を表した表でございます。3ページ、4ページと書いたものでございます。これが本年度予算額、前年度予算額となっておりますが、本年度予算額が教育費に係る予算は13億9,696万1,000円となっております。前年度予算額、隣に書いてありますが、比較しますと2億4,300万円ほど増額となっております。この2億4,300万円の増になった原因をまずお話しさせていただきたいと思っております。

先ほど、町長の施政方針（案）の中にも書いてありましたが、平成27年度の教育関係の重要な施策としまして、体育館のつり天井の安全対策を図ることが町としての課題でございます。

これにつきましては、先ほどの施政方針の中にも書いてありますけれども、地震の際に天井

の部材が落下するという事例が全国で報告されております。これは、つり天井と言われるものでございますけれども、そのつり天井に該当する体育館が美里町の中では小牛田小学校、中塚小学校、南郷小学校、南郷中学校の体育館で確認されております。その4つの小学校、中学校の体育館の天井の部材を撤去し、安全にするというような工事を27年度に施行させていただきたいと考えております。その工事の額でございますけれども、またページが飛んでしまって大変申しわけないですけれども、ページ数でいきますと223、224ページになります。223、224ページの部分で、字が小さくて申しわけございませんけれども、建物等工事請負費の下に学校体育館天井撤去等工事請負費というのがございます。これが、6,800万円ほどの計上をされておりますが、これが今言った南郷中学校の体育館の天井の撤去の件でございます。

あと、済みません、説明が逆になってしまいましたが、ページ数が前に戻ります。213ページ、214ページでございます。213ページ、214ページの右側でございますが、そこにも建物等工事請負費とございますが、その下に学校体育館天井撤去等工事請負費とございます。これが小学校3校分で、1億5,100万円ほどの予算を計上させていただきます。この2つを合計しますと、2億2,000万ほどの工事となります。その他人件費等の増減などがございまして、先ほど最初に言いました2億4,000万ほどの増になったというもののほぼ90%近くが、この工事に係るものということでご説明させていただきたいと思っております。

その他の施策につきましては、平成26年度とほぼ同様の施策を展開させていただきまして、子どもたちの学力向上なり安全確保ということを図っていきたくと、教育委員会のほうでは町長のほうに予算のほうの要求をしまして、それに基づいて今回町長のほうから予算についての意見を求められているということでご認識いただきたいと思います。

雑駁な説明になってしまいましたけれども、この平成27年度の一般会計予算についての説明は以上にさせていただきます。

次に、もう一つお渡ししておりました平成27年第2回美里町議会定例会（補正予算案）についてというホチキスでとめたもののほうの説明をさせていただきます。

これについては、ページ数が1から15ページまで打たれておりますが、今度の3月定例議会でご要求させていただきます補正予算案でございます。この中身を簡単に申し上げますと、3月の議会でございますので、平成26年度中に施工させていただいた工事、あとは業務などの契約がほとんど済んでおります。中には、工事も業務も完了しているものもございます。予算額と、その執行させていただいた金額の差、私たちはそれを請差と言わせていただいておりますけれども、その不要な金額の部分を補正予算で減額させていただくというような作業が、この3月

の補正予算の重立ったものでございます。

当然、不足している予算というのは増額計上させていただきますけれども、ほぼ9割方この事業が終了したことに伴います減額でございます。その部分が、この3月の議会の補正予算案で示させていただいております。

唯一、増額になるというようなことにつきましては来年度、平成27年度でございますけれども、南郷中学校におきまして特別支援学級が1学級増設されることになりました。これは、町の就学審議会を通しまして、新たに特別支援教育が必要だと認められたものでございますが、それは4月になってから準備したのでは遅くなりますので、3月の補正予算でその備品関係、消耗品関係を要求させていただきますして、4月の新学期までの間にその不足した部分を整えさせていただきます、新たな学級を開設させていただきたいと考えております。

増額につきましては、その南郷中学校の特別支援学級の増設というものに係る経費を見込ませていただいております。

3月の補正予算につきましても簡単な説明になりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきたいと思っております。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

僕の司会が議事運営に支障がありまして、どうも申しわけありません。いま、日程第15の平成27年度美里町一般会計予算（案）及び日程第16、第2回美里町議会定例会（補正予算案）について、一括して事務局より説明していただきました。それで、この2つのことについて何か質問ありましたら、お願いします。

それでは、質問がなければ採決に入りたいと思っております。

まず、第1に日程第15、平成27年度美里町一般会計予算（案）について、承認する委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

では、出席している3人全員が賛成ですので、本件は承認されました。

次に、日程第16、第2回美里町議会定例会（補正予算案）について、承認する委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

よろしいですか。では、3人の方全員賛成ですので、本件は承認されました。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、次に移ります。日程第17、基礎学力向上・いじめ対策等について協議します。事務局のほうで、このことについてご説明をお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、私のほうからいいでしょうか。基礎学力向上につきまして、例年教育委員会としまして「学校教育力アップの具体的事項」という今お手元に配付させていただきましたこの（案）ですね、これを掲げて教育委員会として基礎学力向上に向けた取り組み、学校にお願いする部分になるのですが、あるいは教育委員会としてやる部分ももちろんございます。10項目にわたって具体的な事項を上げさせていただきました。昨年度とちょっと変わっているところございますが、きょう初めてお手元に配付させていただきましたので、これは3月の定例会で委員さん方に見ていただいてご質問等を、あるいはこういうふうに変えたほうがいいのではないかとかが提案等をいただき、そして新年度になって4月の第1回目の校長会でこれを各学校にお示ししたいなというふうに、そういったスケジュールであります。

中身については、きょう学校専門指導員の佐々木勝基さんがいませんので、3月の定例会で詳しく説明をいただきたいと思います。

それから、2点目のいじめ対策等につきましては「いじめ防止基本方針」、これを今から配付させていただきますが、一応文言等整理、いろいろお話しいただいたことを清書しまして、これを教育委員会の基本方針ということでお示しをしていきたいと。

これに基づいていじめ防止、学校ごとにはもちろんありますけれども、教育委員会としても基本方針ということで、平成27年1月付でまとめたものであります。協議というか報告となりますが、よろしくをお願いします。

○委員長（後藤眞琴君） 以上の説明について、何か質問ございますか。

それでは、その基礎学力向上の27年度の学校教育力アップの具体的事項というもの、これはまた3月に、いただいた資料をよく読んできて、そこでもう一度協議していくということでもよろしくをお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 継続協議ということでよろしくをお願いします。

○委員長（後藤眞琴君） それから、いじめのことについては今まで議論して、今度「美里町いじめ防止基本方針」というのが正式な形で示されたということです。

それでは、ほかに何か質問ございますか。なかったら次には入ります。

---

#### 日程第18 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

○委員長（後藤眞琴君） 日程第18、美里町学校教育環境整備方針についての協議に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、継続協議となっております「美里町学校教育環境整備方針」についてご説明いたします。

今回は、先月教育委員会でお認めいただきました保護者へのアンケートの集約の速報が出ましたので、その部分を説明させていただきたいと思っております。

先ほど教育長の報告でもあったとおり、今月上旬に各学校を通じまして、保護者の方々にアンケート調査の依頼をかけました。そのアンケートを2月10日までに各学校に上げていただきまして、12日以降教育委員会事務局のほうで回収させていただきまして、昨日までその集約をとっていたところでございます。

今言ったとおり速報値でございますので、全てのアンケートを全て集約したものではございません。あくまでも、保護者の方々からいただいたアンケートのお答えの集計をとったというものでございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

なお、自由記載となっておりますその他の部分とか、あとは設問8に自由記載をお願いしたのですが、その部分の集約はまだまるで手をつけておりませんので、そのことを最初に申し上げさせていただきたいと思えます。

それで、まずアンケート回収結果という1枚ものがまずあるかと思いますが、そちらを説明させていただきたいと思えます。

まず、今回は小学校、中学校、幼稚園の児童生徒、園児含めて保護者の皆様方、あとは小中学校の県費教職員、ですから県の職員として勤められている先生方にもアンケートに協力をいただきました。提出する際でございますけれども、同じ学校内に兄弟、姉妹がいらっしゃる場合もあるということでございますので、その方々全てからもらってしまいますと、その分母ですか、数が固まらないということもありますので、今回は保護者の方々には小学校に、もしも2人以上のお子さんがある場合には高学年で提出してくださいと、中学校でも同じでございます。お二人以上お子さんがいる場合には上の学年で提出してくださいと、幼稚園でも同じようなことを依頼しまして提出をいただきました。

ですから、当然のことながら児童生徒数よりも保護者数というのは少なくなります。その保護者の方々からいただいた提出数というのは、これは実数でございます。小学校では約80%の方々からご協力いただいております。中学校については、ちょっとやはり前期選抜試験とか、あとはインフルエンザとかいろいろな状況があったと思えますが、60%ぐらいの回収率でございました。幼稚園につきましては75%ほどの回収率となっております。

あとは、最後に先生方のアンケートの御協力については87%の先生方から協力いただいたということが、まずアンケートの回収結果でございます。

それで、次のページ以降に集計が小学校、中学校、幼稚園となっております。これについては設問の内容が載っておりませんので、そのアンケートを裏にもつけさせていただきましたので、そのアンケートを見ながら説明させていただきたいと考えております。

まず、アンケートの設問1については、望ましい学校の規模についてお尋ねしております。環境審議会におきまして、答申の中では小学校では学級替えができる規模ですか、単学年、1学年では学級替えができる規模、中学校では3学級以上が基本としたほうが望ましいのではないかとというようなことが答申に載せられておりますので、その部分と、あと参考までに国、県が示す基準の学校、クラスの規模、あとは今現在の美里町の子ども、各学校の児童生徒数なども参考に載せさせていただいた上で、設問にお答えいただいております。

まず、小学校でございますけれども、小学校の設問1については6割の方々が2学級というような答えをいただいております。

また、2学級以上、ですから3学級、4学級というようなお答えをした方々の総数は全体の84%ほど、ですので約8割以上の方の親御さんが小学校では複数学級があることがよろしいのではないかと、お考えになっているということでございます。

次に、中学校でございます。設問2は中学校における1学年の学級数でございます。これについては、3学級とお答えになった保護者の方が一番多いようでもございました。約半分、50%の方が、このように考えております。

また、2学級以上という複数学級で考えますと、90%以上の方々、9割以上の方々が中学校は複数学級があったほうが望ましいというようなアンケートの結果であります。

設問3、4につきましては小学校、中学校の通学距離、通学時間などをお尋ねしているものでございます。これは、後ほどの部分でも申し上げますが、小学校、中学校、幼稚園ともに、小学校におきましては2キロ未満が一番アンケートの回答件数が多いようでもございました。通学時間についても、30分以内というお答えなった方が一番多いようでもございます。

中学校においては、これは自転車通学が原則というか、お認めいただいておりますので4キロ未満、あとはやはり時間だと30分未満というのが一番多い回答となっております。

これは小学校、中学校、幼稚園ともに、この傾向は同じでございます。

美里町のほうでは、小学校につきましては御存じのとおり2キロ以上の通学距離がある方については、原則スクールバスの利用になっているということもありますので、その2キロとい

うのが、ある程度保護者さんのほうにも認められているのかなというようなことでございます。

あと、設問5でございます。これは今の通学区域は行政区ごと、お住まいになっている場所によって指定校というのが決めさせていただいておりますけれども、どのようになるのが望ましいと考えておりますかという設問でございます。これについても小学校、中学校、幼稚園もですが、現状これまでどおり居住する行政区ごとに通学する学校を指定したほうがいいという現状維持の方々が一番多い回答数でございました。おのおの割合については小、中、幼、変わっておりますけれども、一番多いのはやはりこれまでどおりの通学区域というのが一番多いようでした。

最後の設問6、7、これについてが一番保護者さんがどのように考えているのかお聞きしたかった点でございますけれども、まず設問6は小学校です。将来の小学校はどのようになるのが望ましいかということをお聞きしました。

1番目には現在の小学校を維持する、ですから町内6校のままということですね。次に、2番目には現在の中学校区ごと、ですから小牛田中学校区、不動堂中学校区、南郷中学校区ということの、おのおの1つずつの小学校にすると。3番目につきましては、旧町単位と言ったら申しわけないですけども、小牛田地域と南郷地域におのおの1校にするというような項目、4番目には美里町内全て統合して1つの小学校にしようというのが4番目の項目でございます。

それについてお答えいただいたところ、小学校の集計におきましては、現状の小学校を維持するというお答えが50%でございました。半数の方が現在の小学校を維持したほうがいいのではないかというお答えでございます。

次に多かったのが、現中学校区ごとというような方ございまして、約40%の方がそのようにお考えになっております。それで、将来的に3校にする、または2校にする、あとは1校にするという方々の部分を足しますと、約45%の方々が将来的には再編なり統合が必要でないかというようなご回答になっているようでございます。

ですので、半々だということですか、現状のままでよろしいのではないかと考える保護者さんと、統合もあり得るのではないかと考える方々が半々の割合だというような、このアンケートからは見受けられるかと思えます。

次に、設問7でございます、これは中学校です。中学校が将来的にどのようになるのが望ましいかを聞いたアンケート結果でございます。

1番目が現在の中学校を維持する、ですのでこれは美里町内3校でございます。次が小牛田地域と南郷地域におのおの1校とする、ですから町内に2校の中学校というような考え方、3

番目については町内の中学校を全て統合し、1校とするというような考え方のアンケートに対する回答でございます。

一番多かったのが現状維持するという方で、約8割以上の方がこれにお答えなっております。2校もしくは町内に1校という再編、統合もあり得るのではないかという方々は、全体の15%程度しか、このアンケートでは表れておりません。まだ考察などを行っているわけではございませんが、設問1、設問2ではクラス数のことを聞いております。そのクラス数のことを聞いた上で今までの設問を答えていることを踏まえて、将来の学校がどのようになったらいいのかということでの設問6、7だったのですけれども、この設問1、2と設問6、7はやはり若干考え方に相違があるのかなと、理想は複数学級欲しいというような保護者さんの考えはあるのですけれども、やはり現実を考えると今の中学校、小学校を維持してほしいというようなお考えの保護者さんが多いのかなといったことは、このアンケートから読み取れるかと思えます。

いま小学校を例にして言いましたが、中学校以下の部分については詳細な説明は省かせていただきますが、いま申し上げた小学校の結果とほぼ同じでございます。やはり学級数は複数あったほうが良いと答えている方がほぼ8割か9割いらっしゃいますけれども、いざ学校を将来どうしますかとなりますと現状のままでいい、あとは再編したほうが良いという考えの、小学校での考え方は約半々の現状だと、中学校においては現状維持派が8割以上多いということが中学校、幼稚園の集計でも同じように読み取れます。

唯一、その部分の割合が違うのが先生方の考え方でございました。先生方の考え方も、やはり複数学級があったほうが良いと考えているのは保護者と同じなのですけれども、将来の美里町の学校については、先生方の集計では小学校についても一番多かったのが中学校単位ぐらいにあったほうが良いのではないかというような考え方が一番多くなっているというところが、保護者とはちょっと若干違うところ、また中学校につきましても小学校、中学校、幼稚園では約8割以上の方々が現状のままと言っておりましたが、学校の先生になりますと、現状維持派は大体60%ぐらい、あと統合となりますと約3割の先生方が中学校も再編もあり得るのではないかというような集計がとられております。

まだ考察など加えておりませんので、今回は速報値ということで、この教育委員会の場でお示しさせていただきたいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） 今の説明、そのアンケートの説明を聞いて何か質問などございましたら、どうぞ。

これ、きょう見せていただいたので、もう一度持ち帰って来月の定例会で改めて協議したら

どうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 教育長（佐々木賢治君） 継続協議ということで、これを今度はどういうふうに検討資料の中で生かしていくか、いろいろな角度から、まだまだ協議が必要だと思います。速報ということですので、これはご了解願います。
- 委員長（後藤眞琴君） それでは、そういうふうに扱わせていただきます。

---

日程第19 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明会  
について

- 委員長（後藤眞琴君） それでは、次に、日程第19の給食センター基本構想返却にかかる住民説明会について協議したいと思います。事務局より説明をお願いします。
- 教育長（佐々木賢治君） 事前にお手元に配付させていただきましたが、27年2月5日付で町民の方から苦情申出書が届いております。それへの対応について、寒河江課長補佐のほうから説明をしますので、よろしくをお願いします。
- 委員長（後藤眞琴君） それでは、よろしくをお願いします。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、いま教育長が申し上げた点について少し詳しくお話しさせていただきます。

昨年でございました、美里町教育委員会は町長に提出しておりました給食センター基本構想を町長から返却していただきたいという願いをしておりました、その返却をいただきました。

また、返却とともに「基本構想は白紙撤回です」といったことも決めていただきまして、それは町民の方々にも広報を通じてお知らせしていたことは、皆様方もご存じかと思います。それを受けまして、10月に3回にわたりまして住民説明会を開催させていただきました。その説明会に対するまとめのほうで、さきの1月の定例教育委員会の際に各委員さん方にお示しし、修正などあれば、事務局のほうにお寄せいただきたいということで、手続をとっていた次第でございまして、そういったことを行っているさなかでございました、2月5日付で町民の方より苦情申出書というものが町に対して提出されております。

内容につきましては、1月の教育委員会において資料として提出されております「基本構想の返却にかかる住民説明会のまとめ」が、この申し出していただいた方の趣旨とは異なるので、それに対して苦情を申し立てたいのだというものでございます。写しとして各委員様方のほうにお渡ししておりますので、それは読んでいただければわかるのですが、この住民の方が言っている内容は、その説明会で話し合われた、つまり住民の方から質問をされたことの「テープ

起こしをした全文記録の会議録を作成と、まとめ資料のつくり直しを要求します」というものでございます。

その要求がありまして、それは町の総務課のほうから教育委員会事務局のほうにいただいていたのですが、その4日後に今度は、配付した資料の一番後ろになりますけれども、行政文書開示請求書というものが同じ住民の方から出されました。

これについては、3日間の説明会における全文会議録の写しを請求するというところでございます。これは請求者の方も全文記録したものは無いということは御存じだったと思いますが、こういった請求もあわせて行われている状況でございます。

その後、教育委員会事務局または町長、副町長、あとは担当課などいろいろと相談させていただきました。その説明会において、全文記録をするというような約束をしたのかというようなことから始まりましたけれども、このような苦情申し立て、あとは情報公開請求など受けているのであれば、約束はしていなくても、それを全文記録として残しておいたほうがよろしいのではないかとというようなアドバイス、指摘、指導を受けたところでございます。

教育委員会事務局のほうで、それを受けて対応を協議したところ、それでは説明会の記録、これはデータとして残っておるものですので、これを全文記録するようにすると、ただこれにかかる職員の事務量が大きくなっておりますので、テープ起こしの専門の業者に依頼するというので、今現在その依頼をしているところでございます。

なお、この会議録のその調整されたものについては、来週の半ばぐらいまでにはでき上がるという予定でございますが、でき上がったものをすぐお示しできるものではございません。もう一度事務局のほうで、そのテープを聞き直した上で、その内容を確認した上でないと会議の記録として表には出せませんので、またそれに対する時間が3日、4日はかかるかと思っております。

ですので、いま事務局が考えているところにおいては、この苦情申出書、あとは情報公開請求に係る回答としましては、全文記録の処理を現在作成中であると、ですのででき上がるのが3月の上旬になるかと思っておりますけれども、それでご理解いただきたいといったことで回答させていただきたいと考えております。そのことをこの教育委員会の場で委員の皆様方にもご認識させていただきたいと思っておりましたので、今回このような協議事項のほうに入れさせていただきました。

以上、説明しながら、協議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（後藤眞琴君） 今の説明について、何かご意見、質問等ありましたら、どうぞ。

では、僕のほうから意見を述べさせていただきます。

これ、まずこの苦情申し出、このところで僕が理解したところでは、説明会当日は会議録を要点記録でなく全文記録を要求し、さらに町長の目に触れるようにと、町長への提出を求める発言をしたと。それに対して、事務局のほうでまとめてくださいました資料では、説明会の会議録を作成してほしいというこのまとめ方については、一部不十分な部分があったかと思えます。それからもう一つ、これテープ起こしをした最初の部分したところでは、渋谷課長さんが「録音しており、要約になると思いますけれども」というふうに答えたのですよね。これ渋谷課長さんが答えるのはどうかと思いますので、そこを受けた形で当時の教育委員長さんなり、あるいは教育長さんが答えたほうがよかったのではないかというふうに思われます。

それから、要約というのは、これ英語でいうと「エピトミー」とか「エピトマイズ」といって、イギリスの授業を見ているとわかるのですけれども、要約しなさいということは、自分の解釈できちっとその内容を捉えて要約しなさいと、それでその書かれた文の言葉をできるだけ自分の言葉に置きかえて書かなければならないという大前提があるのですよね。

そうすると、どうしても要約の場合には要約した人の主観が、あるいは見方が入り込まざるを得ないわけですね。入り込んだほうが、むしろいい要約ができるのだという解釈が成り立つわけです。ですから、これを客観的にその場の雰囲気などを伝えるためには、やはり全文筆記ですか、したほうがいいのではないかと、そのほうが要約するよりも時間と労力はかかりますけれども、ずっと楽なのですよね。要約するときは、本当にその内容を自分なりに読み解いて、自分の言葉で要約しなければなりませんから、それでいま事務局のほうでいろいろ考えて要約ではなくて全文開示して、それで開示したものを町長さんにも提示して読んでもらうというふうにするには、僕は本当に事務局のほうに、どうもありがとうございます。

それから、もう一つ、さっきのまとめ資料の作り直しを要求しますというところなのですが、これも今から、これ前に教育委員会でやりました28項目でしたか、それを全面的にやり直すというと、これはかなり大変だと思うのです。それで、僕なりにまとめ資料の作り直しというのは、これ必ずしも全面的な要求をしているのではないと、「ないのでなか」というふうな解釈も可能ではないかと思ひまして、28項目を生かしてそれでその一部が今ここで指摘されていますように、1ページのところの説明会の会議録を作成してほしいというのをもうちょっとこの会議録にあるものを踏まえたような形で書き直して、教育委員会の回答のところはそのまま、そう回答しましたから、次の今後の改善策、現在の状況というところを丁寧に説明するような文章にすると。

それから、もう一つ、この今業者に頼んでおりますテープができ上がってきたときにもう一

度、6時間以上かかるかと思うのですけれども、3日間ありましたからね。

それをもう一度聞き直して、文章が繋がらないところは調整しなければなりませんからね、聞いていって、この28項目の中で、このまとめ方、参加者意見、質問というところのまとめ方を、その気がついた部分で、これのまとめ方に著しい違いがある場合には、その部分を訂正してやっていただいたらどうなのかなと、思うのですけれども。

例えばこれ僕加筆訂正したものを送ってあるのですけれども、理解できなかった部分が、例えばナンバー15、「給食問題発覚後、学校会議室の使用禁止及びこれ教職員の口止めがあったといううわさを聞いた。教育現場の声を聞いてほしい。」と。

これなどは具体的にこういうことあったのかどうか、教育委員会で各学校に聞いたりしたのかどうかと思ったりしました。それで、もし聞いたことがないような場合には、そこも丁寧に説明して、今後そういうことのないように各学校にお願いするとか、そういうような文言に3番目のところに入れておいていただければと思ったりしております。

先ほど、繰り返しになりますけれども、そのテープを6時間以上聞かなければならない、聞いていて、この1番目のまとめ方に著しい違いがあった場合には、そこを訂正していただければありがたいと思います。僕のほうからは以上です。誰か、ほかには。

では、そういうふうにすることにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それではこの件については、ここで次また協議する必要がありますでしょうか。事務局のほうで、これ前に出したものを皆さんから意見聞きましたね、各委員の。それまとめの段階で改めて前のところは、もう一度各教育委員にメールか何かで送って見てもらうということになっておりましたよね。

そうすると、その28項目で、先ほど申しあげました著しい違いがあるところ、訂正してあるところを、もう一度メールしていただいて、あとまた各委員の意見を聞いて取りまとめたいただくということで、すぐにはできないかと思うのですけれども、どんなものでしょう。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 委員長、よろしいですか。いま委員長が言われたことは、そうすると3月の定例会などで、また改めてこのことを協議しなくてもよろしいのではないかなというように捉え方でよろしいでしょうか。

○委員長(後藤眞琴君) はい。そのような提案をしていただければ。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) そうしていただければ大変ありがたいですし、事務局のほうでも、既に各委員からいただいた訂正した部分とかあります。ただ、いま作業がこの苦情

申し立てをいただいた時点からストップしている段階ですので、委員長からご指摘があった点を加えまして、できましたらまた各委員のほうにメールなりファクスなりで見ていただくと、それに対してまたご意見なり、ご指摘をいただければよろしいというのであれば、事務局でも大変助かりますので、そのように考えさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君）　そういうことで、どうでしょうか、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○教育長（佐々木賢治君）　ありがとうございます。

○委員長（後藤眞琴君）　では、そういうふうにしたいと思いますので、事務局のほうでよろしくをお願いします。

---

#### その他 日程第20 小中学校卒業式及び幼稚園修了式の出席者について

○委員長（後藤眞琴君）　それでは、次に移ります。日程第20、小中学校卒業式等について、事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　委員。よろしいでしょうか、それでは、きょう配付させていただきました資料でございます。A4判の横書きでございます。小中学校卒業式及び幼稚園修了式の出席者について（案）というものでございます。

先ほどの行事予定表でも申し上げましたが、3月7日土曜日、中学校の卒業式がございます。3月17日火曜日は、幼稚園の修了式でございます。3月18日水曜日は、小学校の卒業式でございます。

おのおの案内状、まだ届いていないところもありますが、卒業生の数、あとは開式時間、あとは来賓の方の集合時間など電話で聞き取りさせていただいております。

各式典に教育委員の皆様方のご出席をお願いしたいということで、事務局のほうで案を作っております。これにつきまして、各委員様方の協力をいただきたいと思いますと考えております。

きょうこの場で、なかなかすぐお答え、都合がつかないという委員さんにつきましては、後日で構いませんので、事務局までお知らせいただければありがたいと考えております。

以上が、その他の件でございます。

○委員長（後藤眞琴君）　これ二人のところは、上に書いてある人が「教育委員会の言葉」を述べるのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　はい、済みません、申しおくれましたが、卒業式と、あと来月ある入学式については、教育委員会の言葉というのがございますので、教育委員さん方

が代表して卒業生及び保護者の方々に一言、言葉を申し上げるということになりますので、よろしくご理解の程お願いしたいと思います。

○4番委員（千葉菜穂美君） 済みません、私は息子が中学校におりますので、ここは委員として出席ではなくて、保護者として出席させていただいてもよろしいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、そのように学校には連絡させていただきたいと考えております。

○4番委員（千葉菜穂美君） 済みません、よろしくお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いま時点で、やはりここは都合悪いところとかございませぬか。

○教育長（佐々木賢治君） 後藤委員さんのところ、委員の次に「長」を入れていただきたいと思います。この書類つくる段階では、間に合いませんでしたが。

○委員長（後藤眞琴君） これでも結構ですが、では、それでご了承いただけたというふうに理解します。

---

#### その他 日程第21 平成27年3月教育委員会定例会の開催日について

○委員長（後藤眞琴君） 最後になりますけれども、日程第21、次回の定例会の日程について協議したいと思います。事務局のほうから何か案がございませぬか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、最初に説明した行事予定表を見ていただきたいのですが、3月24日が町の議会定例会最終日と予定しております。議会開催中は教育委員会の開催はなかなか難しいのが、これまでも通例となっておりますので、できれば25日以降の開催予定でお願いしたいと。

ただ、その中でも教育委員会事務局といたしましては、27日の金曜日あたりがいかがですかということの案を、まず申し上げさせていただきたいと思います。各委員様方のご都合を協議させていただきたいと思っております。

○委員長（後藤眞琴君） 僕は、大丈夫です。

○4番委員（千葉菜穂美君） 私も大丈夫です。

○教育長（佐々木賢治君） 大丈夫です。

では、もう一度確認させていただきます。次回定例会は3月27日金曜日、午後1時半から南郷庁舎でということですね。あと欠席の方はよろしくお願いしますね。

そのほか何か、ございませぬか、はい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、1点よろしいでしょうか。先ほどお話しすればよかったですでしょうけれども、皆様方の資料の中で、もう一つ入っておりました。

地方教育行政法の改正に伴う教育委員会制度の改革に対する要望というような「民主教育をすすめる宮城の会」の方から出ております文書を各教育委員様方のほうにも資料としてお渡ししてありますので、こちらのほうも後ほどで構いませんので、お目通しのほどよろしくお願ひしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） 僕も一応見ましたが、かなり教育委員会で規則をつくるに当たって参考になるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは、ほか何かございませんね。

では、本日の議事日程は全て終了しました。これをもって、2月教育委員会定例会を終了します。長い時間、どうもご苦労さまでした。

午前11時50分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年3月27日

署 名 委 員

署 名 委 員